

副業許可規程

(総則)

第1条 この規程は、正社員および準社員（以下、「社員」という。）が副業を活用するためのルールについて定める。アルバイトおよび雑給職員の者が副業をする場合は、本規程は適用せず、事前の報告のみとする。なお、副業が家業やフリーランスでの活動であつたとしても本規程を適用する。

(定義)

第2条 対象者は、原則として勤続1年以上の社員とする。ただし、休職期間中の者、育児介護休暇中および会社が特別に認めた者は除く。

(副業の申請方法)

第3条 副業を希望する者は、副業を開始する1か月前までに、「副業申請書」に次の事項を記入のうえ、所属長に提出しなければならない。

- ① 就業先の会社名
- ② 就業先の住所・電話番号
- ③ 就業の内容
- ④ 就業時間
- ⑤ 就業の期間
- ⑥ 副業の目的

(副業の期間)

第4条 副業の期間は1年間とする。引き続き、二重就業を希望する場合は、期間が終了する1ヶ月前に再び申請しなければならない。

(許可)

第5条 会社は副業が次の各号に該当するときは、前項の許可を行わない。または、禁止、制限できるものとする。

- ① 当社の経営理念に合致しない場合
- ② 同業他社と競業する場合で、経営倫理、秘密情報保護、社会的信用の観点などから問題があると判断する場合
- ③ 副業が不正な競争にあたる場合
- ④ 不正競争防止法による営業秘密の不正な使用または開示を伴う場合
- ⑤ 従業員の働き過ぎによって本人または第三者の生命や健康を害するおそれがある場合
- ⑥ 企業秘密が漏洩する場合

- ⑦ 会社の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合
- ⑧ その他上記各号に準ずると会社が判断した場合

(遵守事項)

第6条 副業を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。これに違反していると会社が判断した場合は、副業許可を取り消す。

- ① 業務が重複した場合は、できるだけ当社の業務を優先し、当社の業務に支障をきたさないよう配慮すること
- ② 当社の業務に支障をきたさないように、副業先の勤務時間や業務量を調整すること
- ③ 当社の業務方針、重要事項などの社内機密を副業先で話したり、関係する書類を見せたりしないこと。また、雑談などから当該内容を副業先で察知されないよう気を配ること
- ④ 仕事の能率が低下したり、遅刻・欠勤が増えたりして、本来の業務に支障が出ていると判断されるとき
- ⑤ その他副業について不都合があると認められるとき

2 会社から中止を勧告された社員は、速やかに副業を中止しなければならない。

(勤務時間の報告)

第7条 副業を行う者は、法定労働時間および法定休日確保、および安全衛生上の観点から、当社での勤務と副業での勤務の合計の労働時間が法定労働時間を超える可能性がある場合は、事前に、都度人事部まで届け出なければならない。

(中止の届出)

第8条 社員は、副業を中止したときは、速やかに次の事項を会社に届け出なければならない。

- ① 副業の内容
- ② 中止する理由
- ③ 中止する月日
- ④ その他必要な事項

(中止の勧告)

第9条 会社は、次の場合には、その社員に対し、副業の中止を勧告する。

- ① 仕事の能率が低下したり、遅刻・欠勤が増えたりして、本来の業務に支障が出ていると判断されるとき
- ② その他副業について不都合があると認められるとき

2 会社から中止を勧告された社員は、速やかに副業を中止しなければならない。

(懲戒処分)

第 10 条 社員が、会社の中止勧告に従わないときは、懲戒処分に付することがある。

2 処分の内容は、その情状に応じて決定する。

(禁止事項)

第 11 条 社員は、副業について会社の許可なく、次に掲げることをしてはならない。

- (1) 会社の名前を使用するなど、会社の信用を利用すること
- (2) 会社における職務上の権限または地位を利用すること
- (3) 会社の機材、備品等を利用すること
- (4) 他の社員に対し、副業をするように勧誘すること
- (5) 社内において、自らがしている副業を宣伝、P Rすること
- (6) 会社と競合する営業活動・取り組みを行うこと

(所得の申告)

第 12 条 社員は、税務当局に対し、副業によって得た所得を正確に申告し、所定の所得税を納付しなければならない。

2 会社は、社員の副業にかかる税務について、いっさい関与しない。

(会社の免責事項)

第 13 条 会社は、副業による事件、事故については、いっさいその責任を負わない。

(協議事項)

第 14 条 本規程に定めのない事項は、都度労使が誠実に協議し、解決するものとする。

付則 本規程は、令和 5 年 7 月 1 日より実施する。